

銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』訳註（六）

飯田祥子

名古屋大学東洋史研究報告 三三一号 二〇〇八年三月発行

凡例

本稿は、「銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』」訳註（一）」（名古屋大学東洋史研究報告）二七、一〇〇三）・「銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』」訳註（二）」（『名古屋大学東洋史研究報告』二八、一〇〇四）・「銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』」訳註（三）」（『名古屋大学東洋史研究報告』二九、一〇〇五）・「銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』」訳註（四）」（『名古屋大学東洋史研究報告』三〇、一〇〇六）・「銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』」訳註（五）」（『名古屋大学東洋史研究報告』三一、一〇〇七）に統く、銀雀山漢簡の訳註の一部である。前稿同様、底本として銀雀山漢墓竹簡整理小組『銀雀山漢墓竹簡（壱）』（文物

出版社、一九八五、以下テキストと称する）を使用している。構成は、標題、原文、書き下し文、註、訳文の順序からなる。その際、原文・書き下し文における数字は簡番号、□は一字不明、……は字数不明、【】は文意より欠字を補つたもの、（ ）は異体字もしくは通假字をそれぞれ意味する。また書き下し文に附した註は訳註者によるものであるが、必要に応じてテキストにある註釈を原註、劉海年・楊升南・吳九龍『中國珍稀法律典籍集成』甲篇第一冊（科学出版社、一九九四）の註釈を「珍稀」、早稲田大学簡帛研究会『銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』』の研究（四）王法篇・委積篇（『中国出土資料研究』九、一〇〇五）・同『銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』』の研究（五）田法篇（『中国出土資料研究』十、一〇〇六）の註釈を「早大」として紹介している部分がある。

(1) 標題簡の922簡のみが収録されている。原註によれば、簡の形式と書体が十三篇中の他の標題簡と共通すること、篇題木牘に「委法」という篇名がみられることにより、十三篇の「委法」篇の別名であると判断されここに収録された。また、標題簡以外の簡は特定できなかつたとする。他の篇が伝世文献と共通するタイトル・内容に基づき(守法・守令は『墨子』、王兵は『管子』、兵令は『尉繚子』)、もしくはタイトルから関係が強いことが推測しうる語(市法は「市」・李法は「李」・刑罰等、王法は「王者」)を含む簡を手がかりに整理復元されたのに対し、「委積」・「委法」には相当する伝世文献がない上に、「委積」の語から推測される備蓄関連の内容は、守法守令・庫法・王法・田法各篇とも重なり、判断がつかなかつたためのようである。

（1）冒頭部分にラインが入る。銀雀山一号漢墓出土の竹簡のうち、既に写真・模本が公表されている『孫子兵法』・『尉繚子』等他の書物の簡の体裁や標題の書式とは明らかに異なり、『十三篇』守法・庫法・王兵・李法・兵令各篇の標題簡の書式と共に通るので、テキストが922簡は『十三篇』中の一篇の標題であり、「委法」が「委積」に相当すると判断したのは適切であろう。すると篇題木牘の「委法」と標題簡の「委積」の名称の齟齬が問題になる。むろん単なる誤記・誤写ともそれくはないが、本来独立した「委積」という書物が十三篇に組み込まれた。そのとき十三篇全体で体裁を整えるためか「委法」というタイトルが新たに与えられたが、篇本文と旧タイトル「委積」のまとまりには手が加えられなかつた、といった過程が考えられる。922簡と篇題木牘の齟齬は、十三篇の成立、ひいては中国古代における書物の確立過程を考察するのに重要な手がかりを提供するかもしれない。

(1) 標題簡は未発見。原註によれば内容にもとづいて田法篇は復原されたようである。923～925簡は『尉縉子』兵談、949～957簡は『管子』乘馬と共に通する簡、間に土地・生産に関わる記述を持つ簡が収録される。田法篇として配列された簡は数字や用語、主題が王法篇と共通し、あるいは王法篇に収録された簡と連続する可能性も考えられる(『早大』四参照)。田法篇には土地の利用、特に授田の制度と見られる記述が含まれることから【十三篇】中では比較的注目されており、専論として田昌伍「談臨沂銀雀山竹書中的田制問題」(『文

物』一九八六一二)、楊作竜「銀雀山竹書《田法》芻議」(『洛陽師專學報』一九八七一一)、李學勤「《田法》講疏」(『簡帛佚書与學術史』時報文化出版、一九九四)、沈長雲「從銀雀山竹書『守法』・『守令』等十三篇論及戰國時期的爰田制」(一九九一初出。『上古史探研』中華書局、二〇〇二)、李根蟠「從銀雀山竹書《田法》看戰國畝產

和生產率」(『中國史研究』一九九九一四)、張金光「銀雀山漢簡中的官社經濟体制」(『歷史研究』二〇〇一—五)などがある。楊氏・張氏らは田法の記述内容を戰国齊國で実施された制度と見なすが、李學勤氏は十三篇全体を「子書」と見なし、田法篇も史実を反映する部分を含むが、斉國のある学派の著作であろうとしている。本稿は季學勤氏の理解が妥当であろうと考えるが、そのような成立の状況に加えて、テキストの復原が暫定的なものに過ぎないことも十分な注意が必要であると考える。テキストの田法篇の特徴をあげれば、農業生産の組織化・上からの強力な管理と、農耕地・非農耕地とともに生産力・利用価値に差のある土地柄を把握し活用しようとする意向がみられるようである。

量土地肥腴(穢)而立邑建城、以城禹(稱)923……三相禹(稱)、出可以戰924……□與城三相禹(稱)、乃可以□

□□925……

土地の肥腴(穢)を量り而して邑を立て城を建て、以て城は……に禹(稱)い923、三つ相禹(稱)わば、出でては以て戦うべく924……□と城と三つ相い禹(稱)わば、乃ち

以て□□□すべしの25⁽²⁾……

(1) 原註は「の文字を「食」字であるらしいとする。

(2) 原註は『尉繚子』兵談に似るとする。宋本『尉繚子』兵談は「量土地肥壌而立邑建城稱地以城稱人以人稱粟三相稱則內可以固守外可以戰勝。」同じ銀雀山一号漢墓から出土した『尉繚子』兵談には「[□□□] □壌而立邑建城以城稱地以地稱……稱也故迺(退)可以守固」(456簡)とある(簡文との比較のため原文のままとした)。テキストは923簡・924簡・925簡を別個の簡とするが、十三篇では一簡に三〇から四〇文字書かれているので、一～二簡に収まる可能性もある。内容について、原註は『礼記』王制「凡そ民を居くに、地を量りて以て邑を制し、地を度りて以て民を居く。地と邑と民居は、必ず參つながら相い得るなり。」とも共通することを指摘する。『漢書』畊錯伝・実辺策中にも「臣聞くならく古の遠方を徙し以て広虚を実たすや、其の陰陽の和を相、其の水泉の味を嘗め、其の土地の宜を審らかにし、其の木の饒を觀、然る後に邑を營み城を立て、里を製し宅を割る。(略)」と入植を行うにあたり土地柄の調査を行

い、居住地区を整備しておくべきという。兵談・簡文は拠点となる土地に入植を行うにあたり考慮すべき事項をまとめた句であるう。『礼記』王制では「曠土無く、游民無し」と続き、土地の広狭・人口の多寡と居住地のつまり合いを問題にするのに対して、兵談・簡文は「土地肥壌」、つまり地味を重視し、「城」と「地」、「地」と「人」、「人」と「粟」(「食」?)の三項目四者のバランスを言う。「地美惡(悪)」が述べられるように、土地と生産力の差異への関心が強いようである。

(訳文) 地味の良し悪しを考慮して居住地をつくり城壁をめぐらし(城壁都市とし)、都市は……とつり合いがとれ、この三項目が互いにつり合いがとれていれば、(都市から) 出て戦つても、……□と都市との三項目が互いにつり合いがとれていれば、……できる……

……□□□於□□、百里【にして】縣、千里而一國、古之木の饒を觀、然る後に邑を營み城を立て、里を製し宅を割る。(略)と入植を行うにあたり土地柄の調査を行

(1) 原註は『逸周書』作雒「郊甸方六百里を制し、國（因）の西土は方千里と為し、分つに百県を以てす。」を引き、國（千里四方）一縣（百里四方）いう関係・規模が共通することをい。漢代では「縣は大率方百里」（『漢書』百官公卿表）とされる。『十三篇』中では庫法832簡に「大縣百里、中縣七十里、小縣五十里」とあり、縣の規模の三ランク区分がみられる。

(訳文) ……□□□於□□、百里四方で一縣とし、千里四方で一國とし、古の……

た932～934簡には「半作」・「作者」の語がみられる。『珍稀』と李學勤「〈田法〉講疏」は、「作務」の語に生産一般をあらわす広義と手工業を意味する狭義の二つがあり、927簡から936簡まででは両方のものがあるとする。しかし、後述するように932～934簡の「作」は農業生産について言うようであり、また「作務」の語自体は三カ所とも「民」を対象とし、手工業との関連は認めがたい。ここでは仕事・生業などについて言つたものと解した。

(訳文) ……人民に示し、仕事を……

……□示民明（萌）以作務□□□927……
……民明（萌）に示し以て作務□□□927……

……□□□□□□□示民明（萌）母解（懈）怠。如此則外无諸侯之患、内928无□□之憂、出可以禦敵（敵）入可929

(1) 「民明（萌）」の語は要言篇819簡にあり、王法篇920簡にも「民」と「萌」が霸者と諸侯の人民の呼称として出てくる。819簡を参考にすれば「民萌に示すに作務の……を以てし」と読むべきかもしれない。

(2) 「作務」の語は本簡の他に934・936簡に、ま

……□□□□□□□民明（萌）に示し解（懈）怠せしむなかれ。此の如くすれば、外は諸侯の患無く、内は928□□の無い无し。出でては以て備（敵）を禦ぐべく入りては929

(1) 原註はこの字は「食」偏の文字、「飢」字ではないかとする。

(2) 自国の内と外が強く意識されている。「出可以禦敵」とは、自國を守るために「出」て敵の侵入を禦がねばならない国家間の厳しい競争関係が想定されているようである。

(訳文) ……人民にしめしてなまけることのないようになると、そのようにすれば、外に対しては他の諸侯からうけるわざわいはなく、内に対しては……の心配がない。(外に) 打つて出ては敵の侵入を禦ぐことができ、(国の内側に) もどつては……

……□法之大術也。食□七人、上家之數也。食□六人、中家之930數也。食□五人、下【家之數也】。□□□以上、年十三歲以下、皆食於上。年六十【以上】與年十六以至

十四、皆931爲半作。什八人作者王、什七人作者朝【霸】、什五人作者存、什四人作者亡。一人而田大畝廿【四者王】、一人而】田十九932畝者朝【霸】、【一人而田十】四畝者存、一人而田九畝者亡。王者一歲作而三歲食之、霸者一歲作而二

歲食933【之、存者一歲作□□□食】之、亡者一歲作十二月食之。民之作務固□□□之。民之作務之器皆□934

……□法の大術なり。食□七人は、上家の數なり。食□六人は、中家の930數なり。食□五人は、下【家の數なり】。□□□以上、年十三歲以下は、皆上に食わる。年六十【以上】と年十六より以て十四に至るは、皆931半作と爲す。什にして八人作者は王たり、什にして七人作者は朝

(霸)たり、什にして五人作者は存し、什にして四人作者は亡ぶ。一人にして大畝廿【四を田つくるは王たり、一人にして十九932畝を田つくるは朝【霸】たり、一人にして十】四畝を田つくるは存し、一人にして九畝を田つくるは亡ぶ。王者は一歲作りて三歲之を食み、霸者は一歲作りて二歲之を食み933【存者は一歲作りて□□□之を食み】、亡者は一歲作りて十二月之を食む。民之作務固□□□之。民之作務の器皆□934

(1) 「大術」の語は『呂氏春秋』不屈に「大術の愚、天下の笑と為り、其の諱を挙ぐを得る。」とあり、陳奇猷は「術は即ち法術なり、蓋し為治の道を指す。」と解す。『説文』行部に「術は、邑中の道なり。」とあり、本来の

具体的な「道路」から派生し、抽象化された「道理」「方法」などの意とった。

(2) 李学勤「田法」講疏は「周礼」地官・小司徒「乃ち土地を均して以て其の人民を籍し、而して其の数を周知す。上地は家ごとに七人、任ずべきは家ごとに三人。中地は家ごとに六人、任ずべきは一家ごとに五人。下地は家ごとに五人、任ずべきは家ごとに一人。」、「札記」王制「農田を制すること百畝。百畝の分、上農夫は九人を食やしない、其の次は八人を食い、其の次は七人を食い、其の次は六人を食い、下農夫は五人を食う。」を参考に、一夫につき百畝の授田が前提となるとする。前後の文章は完全ではなく、「周礼」等との関係も定かではないので、930簡から934簡の数値を直接と授田と関係づけ、かつその面積が百畝とするのは無理がある。国家の勢力維持における労働人口と生産力の重要性を述べため、その前提となる家族規模を整理したものと解した。

(3) 原註はこの三文字について、下文で六十歳以上が「半作」であるとしていることから、「年七十」の三文字ではないかとする。

(4) 原註は「食於上」を賦税や徭役を負担しないこと

と理解するが、税役の負担に関する議論は見られず、人口・生産能力について語っているにすぎない。「食於上」と「半作」の年齢が述べられることからすれば、労働力として全く期待できないものと少しは期待できるものを区分するのであろう。

(5) 後続の文で、労働力・生産力の重要性をのべている所からすると、「半作」とは原註のいうように現代中國語の「半勞働力」、日本語の「半人前」のようないくほどのではないが一応労働力となるものを指す語であると考えられる。『孟子』滕文公上「余夫二十五畝」の趙岐注「余夫は、一家に一人田を受け其の余の老小の尚お余力有る者。二十五畝を受け圭田に半ばせしむ。之を余夫と謂うなり。」とあり、趙岐は「余夫」を老人や年少者で労働力になるものと解する。簡文の「為半作」も、老人や年少者を労働人口の内にいれることであろう。

(6) 以上の部分の年齢基準について、原註は「周礼」地官・鄉大夫「歳時を以て其の夫家の衆寡を登し、其の任ずべき者を辨す。國中は七尺自り以て六十に及ぶまで、野は六尺自り以て六十有五に及ぶまで、皆な之に征す。」正義「七尺は年二十を謂い、(略) 六尺は年十五を謂う。」

にみられる「國中」の20歳～60歳、「野」では15歳～65歳を役の対象とする記述、『漢書』食貨志上「民年二十にして田を受け、六十にして田を帰す。七十以上は上の養う所なり。十歳以下は上の長ぜしむ所なり。十一以上は上の強いる所なり。」の20歳～60歳までを授田対象とする資料をあげ、税役賦課年齢の基準の差異を指摘する。

（周礼）地官・郷大夫では賦課開始は身長により、出役

は年齢による。秦漢時代では算賦・徭役・兵役それぞれ

の負担年齢と時期的変遷については議論があるが（重近

啓樹「徭役の諸形態」「兵制をめぐる諸問題」『秦漢税役

体系の研究』汲古書院、一九九一参照）、睡虎地秦律で

は身長を、張家山二年律令になり年齢を基準としている

のに対して、簡文ではすべて年齢により人民が区分されていることが注目される。

（7）続く934簡では「民之作務」という語が出てくる。

この「作者」とは「作務」に従事する人のことであろう。

王・霸・存・亡の条件として、「作者」の割合、一人あたりの「田」する面積、「作」と「食」の関係の三項目

を擧げる。「作」の結果が「食」であること、「田」する

面積を条件にする」とからすれば、ここで問題にされる

「作務」は具体的に農業生産を指していると考えられる。

（8）原註はこの部分について、上下の文に「王・霸・存・亡」の四等の田数があり、それぞれ一人あたり五畝の差があることがわかるので欠文を補つた、とする。

（9）原註に「霸者一歳作而二歳食之」、「亡者一歳作十二月食之」より「存者」の句を「存者一歳作十八月食之」と復原したとある。

（10）李学勤は以上三項目の王・霸・存・亡者のランク分けに対して、それぞれ「存」が当時の現実を反映し、王・霸の数値は理想を述べたものとする。このように具体的な数値などの条件を挙げて理想を述べるというスタイルは『管子』・『商君書』などの富国強兵策に関する諸篇の文体を彷彿させ、この点でも王法篇に収録された諸簡と共通するようである。

（訳文）……法の正当なやり方である。一家の人数が七人であれば、上家にあたる。人数六人は、中家にあたる。

人数五人は、下家にあたる。……歳以上と十三歳以下のものは、官に養われる。六十歳以上と十四から十六歳までのものは、みな半人前の働き手とする。十人中八人が

農業生産に携わる国は王者となる。十人中七人が農業生産に携わる国は霸者となる。十人中五人が農業生産に携わる国は滅亡する。一人あたり大畝に換算して二十四畝を耕作する国は王となる。一人あたり十九畝を耕作する国は霸者となる。一人あたり十四畝耕作する国は存続する。一人あたり九畝耕作する国は滅亡する。王者の国では一年農耕して得た収穫を三年間の消費に充て、霸者の国では一年農耕して得た収穫を二年間の消費に充て、存続する国では一年農耕して得た収穫を……の消費に充て、滅亡する国では一年間農耕して得た収穫を十二カ月の消費に充てる。民の（農業の）仕事はそもそも……民の（農業の）仕事の道具は全て……

……有技巧者爲之、其余皆以所長短官職之。邑嗇夫度量民之所田小935……
……技巧有るは之を爲さしめ、其の余は皆な長短する所を以て之を官職せしめよ。邑嗇夫^②は民の田つくる所の小……を度量し935

（1）睡虎地秦律十八種均工に「隸臣の巧有りて以て工と為すべきは、以て人の僕・養と為す勿かれ。均」とある。簡文も特殊な技術を持つものは、他と区別して技術を活かす業務に従事させよ、とのことであろう。「官職」の語からすれば官府内の仕事で、官吏や官吏の候補者に關するものなのか、もしくは一般民の徭役・官府内の雜役に關するものともとれるが、「官は猶お職なり。」（国語）晋語「固医官也」韋昭注、「官は猶お事なり。各お其の事を得しむ。」（礼記）樂記「天地官矣」鄭玄注などからすれば、「官」も単に「職務」を意味し、官府とは關わらない可能性もあり判断はしかねる。

（2）邑嗇夫については庫法篇845簡註（5）参照。

（訳文）……特殊な技術のあるものはその事をさせ、その他のものは得手不得手によつて（官府での？）職務につけよ。邑嗇夫は民の耕作した土地の……を量り……
……□明示民、乃爲分職之數、齊其食餉（飲）之量、均其作物之業。936……
……□民に明示し、乃ち分職の數を爲し、其の食餉（飲）

の量を齊しくし（1）、其の作務の業を均しくせよ（2）。

936……

（1）睡虎地秦律十八種伝食律には、爵位に応じて駅で支給される食糧の分量が決められている（「不更以下謀人に到るまで、糒米一斗、醬半升、菜羹、芻・稲各おの半石。」等）。漢代では居延漢簡などから戍卒に食糧が支給されたことが知られているが、一般の民に救荒・賜与

以外で食糧が支給されるることは見られないであろう。簡文は「民」とされていることから官吏や刑徒の配属・食糧支給ではない。官府内の労働などの徭役に民を動員した時の原則を述べたものであろうか。935・936簡

を平時の一般民の農業に関する規定とみると、實に厳格な管理下に國家総動員的な体制に農民を置くことが想定されていることになる。

（2）「業」は『説文』孝部「大なる版なり。鐘鼓を飾縣する所以にして、捷業なること鋸齒の如く、白を以て之に画く。其の鉗鎧して相い承くを象るなり。」に段玉裁は「凡そ功を程り事を積もるに業と言うは、版上の刻の如く、往往に数を計うべければなり。」といい、仕事の

成果を数えるのに「業」という語を用いることを、樂器のこのような用例からすれば、簡文の「業」は、しげと量」・「作務之業」の三句（特に後二者）が対の構成であることからも、「数」・「量」・「業」が三つとも数量を表す語であると理解した。

（訳文）……人民にはつきりと示し、そこで（仕事の）割り当ての分量を決め、彼らの食糧の配給量を均等にし、彼らの仕事の作業量を平等にせよ。

……歲收。中田小畝廿斗、中歲也。上田畝廿七斗、下田畝十三斗、大（太）上與大（太）下相復（覆）以爲衛（率）。五十家而爲里、十937里而爲州、十鄉（州）而爲州（鄉）。州、鄉以地次受（授）田於野、百人爲區、千人爲或（域）。人不舉或（域）中之田、以地次相938
……歲收。中田は小畝にして畝ごとに廿斗なるは、中歲なり。上田は畝ごとに廿七斗、下田は畝ごとに十三斗、大（太）上と大（太）下なるは相復（覆）して以て衛（率）と爲す。²

五十家にして里と爲し、十^九三^七里にして州と爲し、十鄉（州）にして州（鄉）と爲す。^③州・鄉は地次を以て田を野に受（授）け、百人にして區と爲し、千人にして或（域）と爲せ。^④人の中の田を舉^ハさるは、地次を以て相^九三^八或（域）。

(1) 原註は本簡の「小畝」を^九三^二簡の「大畝」に対し、「百歩一畝を指すのではないか」とし、『漢書』食貨志上、李愬^ノ地力之教（「歲收畠一石半」）と生産高が近いという。大畝・小畝の関係については『早大』五^ノが考察編で整理するように、様々な可能性が考えられているが、これだけの数値から整合的な理解を求めるには数字を操作して数あわせを行うことになる。原註のいうように当時の畝制度が複雑であること、また大小二つ以上の面積の畝が存在し、計算基準として確立しているらしいことが簡文から推測できることを指摘するにとどめる。

(2) 「復（覆）」は『説文』両部に「一に曰く蓋なり。」とあり、覆い被せてならすことである。「衛（率）」は「率は猶お計なり、類なり。」（『漢書』外戚・孝成許皇后傳「事率衆多、不可勝以文陳。」顏師古注）にあるように、同じようなもの・同類などの意か。「上田」・「中田」・「下

田」と「大（太）下」・「大（太）上」・「大（太）下」の関係がとりづらいが、「相復（覆）以爲衛（率）」のは「大（太）上」と「大（太）下」であり、「上田」と「下田」ではないことからも、「中田」の「衛（率）」とするわけではない。あるいは「中歲」が出てくることから、「大（太）上」と「大（太）下」の「歲」、つまり大豊作と大不作をならすこととも思われるが、田法篇は土地の作柄への関心が強く、^⑤ 938簡でも「地次」をとりあげることから、土地の良し悪しを問題としているとみなした。「大（太）上」と「大（太）下」な作柄の土地はならしてそれぞれ「上田」・「下田」の類に入れる、との意味で解した。

(3) 原註は簡文の「十鄉而爲州」は、「十州而爲鄉」の誤りであるとする。その傍証として『周礼』地官・大司徒、『管子』立政では州一郷の順序であることをあげる。(4) 民の編制と耕地の分配に関する記述である。『周礼』

地官・遂人は「其の野の土を辨ずること、上地・中地・下地、以て田を里に領つ。上地は夫ごとに一廩、田は百畝、萊は五十畝、余夫も亦た之の如し。中地は、夫ごとに一廩、田は百畝、萊は百畝、余夫も亦た之の如し。下地は夫ごとに一廩、田は百畝、萊は二百畝、余夫も亦た之の如し。」

とあり、家を基準に余剩労働力である余夫の存在を考慮して授田されるとある。『春秋』公羊伝宣公十五年何休注の「故に聖人の井田の法を制し、而して之を口分し、

一夫一婦は田百畝を受け以て父母妻子を養う。」でも、夫一婦の単婚家族を対象とし、ともに耕地の分配対象は家である。一方、簡文では、家から里を編制し、里を編制した州と郷が授田を実施するが、「百人爲區、千人爲或（域）」からすれば授田の対象は個人であるようである。

（訳文）……一年の収穫量。中田ならば小畝で換算して畝ごとに二十斗（三八・八トック）になるのが、平年作である。上田ならば畝ごとに二十七斗（五二・三八トック）、下田ならば畝ごとに十三斗（二五・一二トック）、非常に作柄のよい土地と非常に悪い土地はならして（それぞれ上田・下田の）なかまに入れる。五十家を一里とし、十里を一州とし、十州を一郷とする。州・郷は土地の等級に基づいて耕作地を野で授け、百人分を一区とし、千人分を一域とする。域内の耕作地を利用しきらないものがあれば、土地の等級によって互いに……

（1）原註があげるように『周礼』地官・族師「五家にして比と為し、十家にして聯と為す。五人は伍と為し、十人は聯と為す。（略）之をして相い保ち相い受け、刑罰慶賞は相い及び相い共にし、以て邦職を受け、以て国事に役し、以て相い葬埋せしむ。」に類似した一種の什伍組織の編制に関わるものである。

（訳文）……五人で「伍」を組織し、十人で「連」を組織し、貧しいものと富むものが互いに……

……賦。餘食不入於上、皆瓶（藏）於940民也。卒歲田入少入五十斗者、□之。卒歲少入百斗者、罰爲公人一歲。卒歲少入二百斗者、罰爲941公人一歲。出之之歲【□□□】□者、以爲公人終身。卒歲少入三百斗者、黥刑以爲公人。叔（菽）蕙（萁）民得942用之、橐民得用其什一、芻人一斗、皆瓶（藏）於民。上家畜一家、一狗、鶏一雄一雌。諸以令畜者、皆瓶（藏）其本、齋其943息、得用之。中家以下不能

……五人爲伍、十人爲連、貧富相939……
……五人伍と爲し、十人連と爲し、貧富は相939……

①

……賦。餘食は上に入れず、皆な民に瓶（藏）せしむ⁹⁴⁰なり。卒歳の田入の少入五十斗なるは、之を¹〔口〕す。卒歳に少入百斗なるは、罰して公人と爲すこと一歳。卒歳に少入二百斗なるは、罰して公人と爲す²941こと二歳。之を出すの歳³【□□□□】□者は、以て公人と爲すこと終身。卒歳に少入三百斗なるは、黥刑して以て公人と爲す。叔（菽）蕙（萇）は民之を用いるを得⁹⁴²、稟は民は其の什に一を用いるを得、芻は人ごとに一斗、皆な民に瓶（藏）せしめよ⁴。上家は一家、一狗、鷄一雄一雌を畜う⁵。諸の令を以て畜うは、皆な其の本を瓶（藏）し、其の息を齎さば⁶943、之を用いるを得る。中家以下は……能わざ⁷944……。

（1）「早大」五が整理するように、この「田入」には収

穫量そのものとみる説と租税納入量とする一説がある。

収穫量とのバランスもあり判断しがたいが、940～944簡では、農・畜産物の処理を「入」・「瓶（藏）」・「用」の三つの動詞で規定する。940簡の「入」は官への納入を指すとされるので、「田入」もまた官へ収穫物を納入する、つまり納税に関する条項であると考えられる。

（2）公人については李法篇894簡註（1）を参照。

（3）原註は「出之之歲」とは刑期を終え家に帰る歳を指し、欠文を「少入〔百斗〕」と推測する。「周礼」秋官に一種の労役刑である「罷民」があり、うち司圜の管理下にある「圜土」に置かれたものは、「圜土を以て罷民を聚む。凡そ人を害するは、之を圜土に眞き而して職事を施し、以て刑を明らかにして之を恥せしむ。其の能く改むは、中国に反すも、齒せざること三年。」（『周礼』秋官・大司寇）とされる。秦漢時代では「諸の嘗て逋亡せる人」（『史記』秦始皇本紀三十三年）のように、前科によつて特別な徵發にあつた例もみられる。田法篇の「公人」の「出之之歲」に何らかの規定があるのは、これらのように、刑期終了後も一般の民とは別にあつかわれたことを示すのである。

（3）芻稟税に關わる記述である。原註は、「蕙」は「孫子」作戰「蕙稗一石」曹操注「蕙は豆稽なり。」により「叔蕙」は豆稽（まめがら）、稟はイネ・麦等のワラ、芻は飼い葉であるとし、芻稟類の納入規定が九割まで及ぶことを指摘する。これに対して睡虎地秦律や張家山漢律の「田律」には「頃」とに芻稟を入れるに、頃⁸とに芻三

石を入れ、上郡は地の悪く、頃^ごとに二石に入る。稟は皆な二石なり。各おのをして其の歳の有る所を入れしめ、陳きに入る母れ。令に従わざるは罰すること黄金四両。芻藁を収入するに、県は各おの一歳の芻藁を用うるを度り、其の県の用を足らしめ、其の余は頃^ごとに入ること五十五錢にして以て芻藁に当り。芻は一石ごとに十五錢に当て、稟は一石ごとに五錢に当つ。」（『張家山二年律令』二四二簡）とあり、頃^ごごとに一定の芻藁納入量が規定され、漢律では県レベルでの必要量にあわせて残りは錢納させるとの規定がみられる。芻藁は「狗・馬・禽獸の食に当たる者多し。度足らずして調を郡県に下し、菽粟芻藁を転輸せしめて、皆な自ら糧食を齎せしむ。」（『史記』秦始皇本紀二世元年四月）とあるように家畜の飼料である。946簡にも「使公人可使畜長者」とあり、官有の家畜のためのものであろうか。

(4) 上家は先の930簡では「食口七人、上家之數也」とあり、王法篇902簡にも「上家□畝四、中家三畝、下家二畝」とあり住宅地の面積が記述されている。人手を得しめ、官は馬母を仮し、三歳にして帰さしめ、息はシ・ウマの飼育に関する規定があつたとも考えられる。原註のひく『漢書』食貨志下の「民をして辺県に畜する」と宅地に応じて家畜を飼育する規定であろうか。民間での家畜の飼育については、『孟子』梁惠王上「五畝の宅、

之に樹うるに桑を以てせば、五十なる者以て帛を衣るべし。雞豚狗彘の畜、其の時を失する無ければ、七十なる者以て肉を食うべし。」や『漢書』龔遂伝「民に農桑に務むを勧め、□ごとに一樹の榆、百本の櫟、五十本の葱、一畦の韭を種えしめ、家ごとに一母彘・五雞。」とあり、自家消費用にブタやニワトリの飼育が勧められている。940・944簡の場合、租税納入に関する記述が続くので、孟子らの意図とは異なり、官の需要に基づく飼育の強制であろうと考えられる。

す。しかし「齋は持遺なり。」(説文・貝部)であるので、「本」^ノ元手となる繁殖用の家畜を民のもとで確保させ、「息」^ノ繁殖した家畜を官に差し出したら、と理解することができる。「得用之」の「之」は「息」ではなく「諸以令畜者」を指し、もともと繁殖用に飼育していた家畜で老廃して繁殖に向かなくなつたもののことか。

(6) この「中家以下」の「下」の字は模本・写真版によるかぎり「上」のように見える。文意により改めたのであるう。

(7) 940~944簡は「余食」・「卒歲」・「上家」・「中家」等王法篇902~905簡に共通する語がみられ、そちらと連続する可能性もある。

(訳文) ……賦。余分の食糧は官に納入することなく、すべて民のところで貯蔵させる。一年の終わりに耕地からの租税納入量が規定より五十斗(九七トロ)少ないものは、……する。一年の終わりに納入量が規定より百斗(一九四トロ)少ないものは、罰として一年間公人とする。一年の終わりに納入量が規定より二百斗(三八八トロ)少ないものは、罰として二年間公人とする。公人から解放された

その歳に……であるものは、終身の公人とする。一年の終わりに納入量が規定より三百斗(五八二トロ)少ないものは、入れ墨を施して公人とする。まめがらは民が利用してよいが、ワラは民が十分の一は利用してよい。飼い葉は一人あたり一斗(一・九四トロ)ずつ、これは民のもので貯蔵させる。(人数七人の) 上家はブタ一匹・イヌ一匹・ニワトリ一つがいを飼育する。諸々の規定によつて飼育している家畜は、みな元手となる繁殖用家畜を残し、繁殖した家畜を差し出しておれば、処分してよい。中家以下であれば……不能……。

……稟九升、上爲之出、日大半升、以爲卅日之休 □ 945
……稟は九升、上之が爲に出すこと、日^二とに大半升^一、以て卅日の休と爲す。 □ 945……

(1) 「大半升」は「太半」つまり「凡そ数の三分して二を有つは太半と爲す」(史記・項羽本紀「漢有天下太半集解所引韋昭注)で三分の二升、個人の一日の穀物消費量と比較するとかなり少ない。『漢書』食貨志上・李悝尽地力之教「食は人^二ごとに月に一石半」を三十日で割れ

ば、一日五升である。その一割強分に当たる三分の二升、

三十日分にして二斗（三・八八斗）の穀物を官が支給し、休暇中の食糧・出費の足しにせよ、というのであるうか。

(2) 原註は簡末の文字を「水」偏の文字、946簡簡頭「醪」とつなげ熟語とし、「酒」ではないかとする。内容上、945簡の「卅日之休」と946簡の「大息」が同じく「臘」の祭をさすとも推測し、関連させて配列する。しかし、「酒醪」と熟語にしても「さけ」の意味にしかならず、官が穀物を一日あたり定量支給して、

三十日の休暇分の酒を釀造させる、という規定となる。意味は通じるが、やや奇妙な規定であるので、一応接続させずに理解しておく。

(訳文) ……粟は九升（一・七四六斗）、お上はこのために一日あたり三分の二升（〇・一三斗）を出して、三十日の休暇にあてる。□……

醪。卒歲大息、上予之十人而一斗肉、使相食之。酒食自因其所。上使公人可使畜長者、養牛馬及946狗豕鷄。先大息五日、上使民之壯者・吏將以邇（獵）、以便戎事、及助大息之費。

邇（獵）母過一日必錯。947

醪。卒歲の大息に、上は之に予うるに十人にして一斗の肉もてし、相い之を食ましむ。酒食は自ら其の所に因る。上は公人の畜長せしむべきをして、牛馬及び946狗豕鷄を養わしむ。大息に先だつこと五日、上は民の壯者・吏をして將いて以つて邇（獵）し、以て戎事に便にし、及び大息の費を助けしむ。邇（獵）は二日を過ぐる母くして必ず錯めしむ。947

(1) 原註は『礼記』月令孟冬の条にみえる臘祭が「農を労い以て之を休息せしむ。」ものであることから、946簡の「大息」が臘祭である可能性と、孟冬を歳終とするのは周正にあたり、第七篇（王法）902簡も「十月卒歲」とすることを指摘する。「臘」とは『說文』肉部に「冬至の後の三戌、臘して百神を祭る。」とあり、冬に行われる祭祀である。祭祀の対象や他の祭祀との関連などについて諸説あるが、農耕に関わり一年の農業終了にともなうねぎらいの祭の性格を持つとされる（池田末利「蜡・臘考——中国古代の農耕祭祀」）『中国古

は「大息」は「卒歲」に行われ、後述のように狩獵とも関わる。また「息」字は「勞」（『儀礼』郷飲酒礼「乃息」司正」鄭玄注）や「休息」（荀子・大略「願息事君」楊倞注）の意味を持ち、原註のいうように簡文の「大息」は臘祭との共通点が認められるだろう。

(2) 整理小組は「一斗肉」と続けているが、「斗」は容量に用ひ、一般に重量ではかる肉に用ひるのは奇異であるが、守法守令篇807簡註（1）に「斗（の酒）？」と「斗」を用いた可能性はある。あるいは「一斗、肉は相と肉」または「之を与える」と十人にして一斗、肉は相い之を食ましむ。」と断句すべきかもしれない。肉の支給については、『後漢書』何敞伝注に『漢官儀』に見るとして「臘に大將軍・三公に錢各おの二十万・牛肉一百斤・粳米二百斛、特進・侯十五万（略）を賜い、以て門戸を祀るの直と為しむ。」とある。居延新簡には「具移部吏卒所受臘肉斤両人」(E.P.F.22:202)、「□□□見吏施刑臘用肉致斤」(E.P.F.22:203)、「臨木候長上官武 十二月臘肉直石二斗 十二月未女取」(E.P.F.22:204) 等があり、漢代には高級官僚から卒・施刑徒にいたるまで臘祭には肉が賜与されていた。ところで居延の臘肉は吏卒

の一家に、漢代の賜爵の「女子百戸牛酒」（『漢書』文帝紀・文帝即位条）などでも牛・酒賜与の対象は戸のまとまりである。一方田法篇では「戸」ではなく、「十人」（）とに肉を与えて共同飲食をさせるようである。」の十人はあるいは939簡の「連」と対応するかもしない。ねぞらしいの祭が人為的な什伍組織を基礎に行われるのであれば、什伍組織を社会生活・習俗のレベルにまで浸透させる上からの強い規制力が想定できるだろう。

(3) 『風俗通義』祝典臘条に「臘は獵なり。田獵と記べは禽獸を取り、以て其の先祖を祭祀するなり。」といふ、原註が『札記』月令・孟冬鄭注の「臘は田獵の得る所の禽を以て祭るを謂うなり。」を擧げるよう、臘祭は狩獵と結びつけられる。珍稀が引く『札記』月令・季秋に是「天子乃ち田獵に教えて以て五戎を習う。」注に「田獵に教うは、田獵の礼に因りて、民に教えるに戰法を以てするなり。」とあり、狩獵の儀礼は軍事演習に通じる。しかし原註は同時に、一説として「戎事」 = 「農事」での理解を紹介する。王法篇では「戎」字を「農」字で理解した（王法篇899簡註（4）参照）。狩獵 자체が「王者・諸侯の田獵する所以は何ぞ。田の為に害を除き、上

は以て宗廟に共し、下は以て士衆を簡集するなり。（略）

四時の田、摠名して田と為すは何ぞ。田の為に害を除く
なり。」（『左伝』隱公五年疏引『白虎通』佚文）とます。

農業のために行われるとする。また経学上、漢の臘祭に相当する祭祀は、周において王侯の「蜡」と民間の「臘」に分かれていたとされるが、その「蜡」の祭祀対象に貓虎が含まれているのは、「貓を迎うは其の田鼠を食う為なり。虎を迎うは其の田豕を食う為なり。」（『礼記』郊特牲・蜡祭）とネズミやイノシシのような害獸の捕食者であるからとされる。」では「戎」は「農」でとり、「以便戎事」は農業のために害獸を駆除する」と解してお

く。

（訳文）……醪。一年の終わりの大息のおりには、官は十人につき肉一斗（一・九四リットル）をあたえ、みなでその肉で食事させる。酒や食物は自分たちで用意させる。官は公人のうちで家畜を飼育するのにふさわしい者に、ウシ・ウマ・ヤイヌ・ブタ・ニワトリの世話をさせておく。

（訳文）……民は一年ごとに……□人・邑嗇夫は……吏、邑□吏と田嗇夫と主田が……、民の……検査を行い……□□居焉、循行立稼之状、而謹□□美亞（惡）之所存、

……民歳□□稱□人邑嗇夫□□吏邑□吏二人與田嗇夫及主田之所□參也、而課民之948……

……民は歲ごとに□□稱□人邑嗇夫□□吏邑□吏一人は田嗇夫と及び主田の□參する所、而して民の……課し948

（1）原註は「參」の上の文字を「均」字ではないかとする。

（2）官名らしきものとして「□人」・「邑嗇夫」・「……吏」・「邑□吏」・「田嗇夫」・「主田」がみえ、「課」を行うとする。

庫法編843～846簡には「邑嗇夫」と「庫嗇夫」らが倉庫の管理状況を巡視する規定がみられ、「固有歲課」と「一年ごとの検査」が行われるとある。948簡も同様に、一年ごと農業生産状況を邑嗇夫と担当責任者たる田嗇夫が検査する職責を述べたものか。

以爲地均之歲。949……

……□居焉、立稼の状を循行し、而して謹みて美亞（惡）の所在を□し、以て地均の歲……を爲す。949

（1）「立」は「成なり。」（『後漢書』張奮伝「秋稼未立」

李賢注）で既に穀物が実り収穫量が確定できる段階のこと。睡虎地秦律十八種田律には「雨ふりて澍を為し、秀粟するに及ばば、輒ち書を以て澍稼・秀粟及び墾田の暘にして稼無きの頃数を言え。稼の已に生じて後に雨ふらば、亦た輒ち雨の少多、利する所の頃数を言え。旱及び暴風雨・水潦・螽蟴・群它物の稼を傷うは、亦た輒ち其の頃数を言え。」とあり、実った後の雨の状況や旱・虫害に注意が払われている。この「循行立稼之状」もそのような事を指すのであろう。

（2）原註は『管子』乘馬の「地の食うべからざる、山

の木無きは、百にして一に當つ。（略）沢の網罟入るを得るは、五にして一に當つ。之を命づけて地均と曰い、

實を以て數う。」の「地均」と、『周禮』地官・均人「地政を均し、地守を均し、地職を均し、人民・牛馬・車輦の力政を均するを掌る。」、同土均「土地の政を平らぎ、

以て地守を均し、以て地事を均し、以て地貢を均す。」を挙げる。949簡の「地均」の意味は『周礼』の「土均」により近いらしいとする。しかし『周礼』地官の「土均」も「土均の法を以て伍物・九等を辨じ、天下の地征を制し、以て民の職を作り、以て地をして貢せしめ、以て財賦を斂め、以て天下の政を均齊たらしむ。」（『周礼』地官・大司徒）、つまり人民の税役負担を均等化する方法のことである。949簡の「地均」は、作柄を検分し条件の異なる農地の分布状況把握して、判断されるものである。農地の作柄条件に関する何らかの数値であろうかと考えられるが、断簡につき不明。

（訳文）……穀物の育成状況をめぐり検分し、念をいれて農地の条件の良し悪しの分布状況を……したうえで、地均の歲……をする……。

……□巧（考）參以爲歲均計、二歲而均計定、三歲而壹更賦田、十歲而950民畢易田、令皆受地美亞（惡）、□均之數也。大國爲本作、中國有便作、小國以便作爲本作。邑951之名山林可以爲田器及可以爲國大器者、縣不得之制也。恒山林□

□□者、縣得制之。952

……□巧（考）参し以て歳の均計を爲し、二歳にして均計定まり、三歳にして壹たび更めて田を賦し、十歳にして民畢く田を易え、皆な地の美亞（悪）を受けしめ、□均の數なり。
大國は本作を爲し、中國は便作有り、小國は便作を以て本作と爲す。⁽²⁾ 邑951の名山林の以て田器を爲るべき及び以て國の大器を爲るべきは、縣は制するを得ざるなり。恒山林の□□者、縣之を制するを得。952⁽⁴⁾

（1）原註は「賦」字を『国語』晋語「賦職任功」韋昭注「賦は授なり。」、「漢書」趙充国伝「田事出、賦人二十畝。」顏師古注「賦は之に班与するを謂うなり。」により「授」。「班与」の意味とする。「三歳而壹更賦田」については、『公羊伝』宣公十五年条何休注「司空は謹しみて田の高下善惡を別ち、分ちて三品と為し、上田は一歳一墾、中田は二歳一墾、下田は三歳一墾。肥饒は独り楽しむを得ず、境境は独り苦しむを得ず。故に三年に一たび土を換え居を易え、財は均しく力は平らかなり。」、「漢書」地理志「制轅田」注「張晏曰く周制は三年に一たび易え以て美惡を同じくす。」、「孟康曰く三年に土を爰え居を易うは古制

なり。」に類する制度とみて、國家が農民に土地を与えることにして一度交換すること、簡文の「令皆受地美亞（悪）□均之數也」は「以同美惡」と同意とする。「十歳而民畢易田」には二説を示す。一つは、「三歳而壹更賦田」は三分の一前後の民戸のみで全戸が交換するのは十年かかる。第二説は、土地が上中下に三分され、農民は三年づつ交換して上田・中田・下田を耕作し、全農民が上中の三等の土地を一回り耕作することであるとする。一方張金光「銀雀山漢簡中的官社経済体制」は全体の土地を三分割し、三年耕作→六年休耕を繰り返す自然回復力に依存した単純な休耕農法であるとみなす。しかしそれでは簡文の「令皆受地美亞（悪）□均之數」の意味がとれない。原註第二説のようにランクの異なる土地を皆で使い回すとの理解がやや自然か。「均計」が第一年目で立案され、二年目で確定し、それに基づき三年に一度耕地を再分配し、十年かけて全耕地を経験させる、そのことを「□均之數」と呼ぶのであろうか。948・949簡からの「歳」や「田」に関する議論をまとめる句であり、「大國爲本作」以降は主題が変化するようである。

（2）大国・中国・小国のそれぞれの「作」の違いが述

べられる。これまでの「作務」・「作者」の理解を援用する」とが許されるのであれば、「作」 자체は仕事・生業、「本作」はいわゆる「本業」に通じ農業を指し、「便作」は「便是利なり。」（『淮南子』本經訓「行快而便於物」高誘注）で都合のよいなどの意味で、都合よく利益のあがる産業のこととか。市法篇875簡では「王者无市、霸者不成肆、中国利市、小国恃市。」とあり国家の規模が小さいほど商業活動への依存度が強いとされるが、本簡でも小国ほど農業のみでは成り立ちはたく、他の収入源に頼らねばならぬという主張であろうか。続く文章では山林資源について議論していることからすれば、「便作」とはいわゆる山林藪沢の利を活用することを主張しているのであろうか。

(3) 「恒」は「常」であり（『説文』二部）、対になる「名」は「猶お大なり。」（『礼記』礼器「因名山升中于天」鄭玄注）であろうか。「名山林」が「邑之」と限定されるのは、あるいは秦・漢の上林苑のような首都近郊の中央直轄地区の「名山林」に対して、地方の一般居住地域（「邑」）に分布する「名山林」を指すか。そうだとすれば「邑」の上級機関である「縣」は手が出せないのももつ

ともである。田器は『札記』月令季冬「農に命じて耦耕の事を計え、耒耜を脩め、田器を具えしむ。」、鄭玄注に「田器は磁鐵の属なり。」というように農具であるが、『漢書』鼂錯伝・寔辺策中では辺境徙民にあたり「先だちて室屋を為り、田器を具う。」とあり、状況によつては官が民に農具を提供するべきとされる。田法篇では官からの強制規制の下に農民を管理するとみられる記述がみられるが、農具についても官の側の管理下にあるとしたら、その原料产地である「名山林」が重視されるのもうなづける。「大器」が具体的な物を指す用例としては『左伝』文公十二年「襄仲玉を辭して曰く『君先君の好を忘れず、魯国に照臨し、其の社稷を鎮撫し、之に重ぬるに大器を以てす。寡君敢えて玉を辭す。』」杜預注「大器は圭・璋なり。」、哀公十一年「初め轅頤の司徒と為るや、封田を賦して以て公の女を嫁がしめ、余り有りて以て己の大器を為る。」杜預注「大器は鐘鼎の属なり。」などがあり、貴重な器物を指す。ここでは特定の山林でしか産出しない鉱山資源などを指すか。

(4) テキストは952簡と953簡と接続させる。952簡までは山林の利用に対する県の権限について述

べ、953簡は山林を含め様々な土地の利用価値を述べたものである。関連する可能性は考えられるが、文章の展開が唐突のように感じられ、十文字程度で接続することは考えがたい。仮にここでは分けておく。

(訳文) ……して一年の均計を見積もり、二年目に均計が確立し、(均計に基づいて)三年目に一度あらためて耕地を分配し、十年目に民のすべてが耕地を交換し、全員に耕地の良し悪しを経験させ……均之數也。大国ならば本作(農業?)を行い、中国ならば便作(利益のあがる産業?)もあるが、小国ならば便作を本業にする。邑の領域内に位置する大山林で農具の材料を産出しうるもの、および国家の重要な器物の材料を産出しうるものは、県が統括することは認めない。普通の山林で……なものには、県が統括して良い。

澤蒲葦955……□□石、百而【當一】。956……□、百而當一。千六十四957

……大材の用は、五にして一に當つ。山の木あるも、大材无く、然して斤斧の入るを得るは、九にして一に當つ。秃953……□□蒹(鑣)繩の入るを得るは、十にして一に當つ。秃尺(斥)津□954……罔(網)入るを得るは、七にして一に當つ。小溪浴(谷)の古(罟)罔(網)入るを得ざるは、百にして一に當つ。美靄(沈)澤蒲葦¹955……□□石、百にして一に【當つ】956。²□、百にして一に當つ。千六十四957

(1)「秃尺(斥)津」は「秃は無髪なり。」(『説文』秃部)つまり不毛で植物に乏しく、「斥鹵」な「津は水渡なり。」(『説文』水部)、すなわち渡し場になるほど水の浅い湿地のことであろうか(王丘篇870簡註⁵参照)。

「靄(沈)」は「陵上の滴水なり。」(『説文』水部)とあり、「美」を冠し「澤」と併せて肥沃な湿地を指すか。水辺の地形を示す語であるが、王丘篇870・871簡でも「蒲葦」

と「尺魯(斥鹵)」・「津洳」等は細かく区別されている。

小溪浴(谷)古(罟)罔(網)不得入焉、百而當一。美靄(沈)

水が豊かで複雑な地形がイメージできる。

(2) 原註は955簡と956号簡の順序が逆である可能性を指摘する。

(3) 原註は『管子』乗馬「地の食うべからざる、山の木無きは、百にして一に當つ。涸沢は百にして一に當つ。地の草木無きは百にして一に當つ。樊棘の雜處して民の入るを得ざるは百にして一に當つ。藪の鎌纏の入るを得るを得ざるは百にして一に當つ。蔓山の其の木の以て材を為るべく、以て軸を為るべく、斤斧の入るを得るは九にして一に當つ。汎山の其の木の以て棺を為るべく、以て車を為るべく、斤斧の入るを得るは十にして一に當つ。流水の網罟の入るを得るは五にして一に當つ。林の其の木の以て棺を為るべく、以て車を為るべく、斤斧の入るを得るは五にして一に當つ。沢の網罟入るを得るは、五にして一に當つ。之を命づけて地均と曰い、實を以て數う。」の「地均」の法と同じであるとする。農耕地以外の土地の収益換算を示した文章であり、このほかにも『左伝』襄公二十五年正義所引賈逵注「山林の地は九夫にして度と為し、九度にして一井に當つなり。藪沢の地は九夫にして鳩と為し、八鳩にして一井に當つなり。京陵の地は九夫にして辨と為し、七辨にして一井に當つなり。淳鹵

の地は九夫にして表と為し、六表にして一井に當つなり。疆潦の地は九夫にして数と為し、五数にして一井に當つなり。偃豬の地は九夫にして規と為し、四規にして一井に當つなり。原防の地は九夫にして町と為し、三町にして一井に當つなり。隰臯の地は九夫にして牧と為し、二牧にして一井に當つなり。衍沃の地は畝百にして夫と為し、九夫にして井と為す。」にもみられる。【漢書】食貨志上は周の授田の法に統けて「山林藪沢原陵淳鹵の地の若きは、各おの肥磽の多少を以て差を為す。賦有り、税有り。税は公田の什一及び工商衡虞の入を謂うなり。」といい、山澤への課税をのべる。田法篇のこの記述も山林藪沢の経済的意義を重視し、地形条件・生産性に応じて有効に収奪を行うための換算比率であろう。農業生産以外の天然資源を重視する点では、王法篇905簡と関連する可能性もある。

(4) 957簡の下部に両行でこの篇の文字数と思われる「千六十四」の数が入る。守法守令篇812簡註(14)にならい、一簡三〇～四〇文字で計算すれば二七三六簡に相當し、田法篇に計三五簡が収録されているのはこのためもある。体例から考えて957簡が一

編の末尾にあたると考えざるを得ないのであるが、土地の換算比率をひたすら羅列したあげく、その数値をどう利用するのか述べることなく唐突に終わるという内容は、あまりにも意図が不明である。あるいは953簡の前にこの換算比率を説明する文があつたのであろうか。

(訳文) ……大きな材木の用を……な土地は五分の一の面積とみなす。樹木の生えた山で、大きな材木は得られないが、まさかりや斧を用いることのできる土地は九分の一の面積とみなす。はげ山の……鎌や縄を用いることのできる土地は、十分の一の面積とみなす。植物に乏しい(アルカリ地の?)湿地……網を用いることのできる土地は七分の一の面積とみなす。小さな谷間で網を用いることのできない土地は百分の一の面積とみなす。肥沃な湿地で蒲や葦の茂る……石な土地は百分の一の面積とみなす。……な土地は百分の一の面積とみなす。
千六十四文字。

〔付記〕「銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』訳註(六)」で発表した訳注は、名古屋大学大学院文学研究科東洋史学研究室の二〇〇四・二〇〇五年度大学院演習において江村治樹教授の指導のもと、検討した成果の一部である。演習において本篇の検討を担当したのは橋本明子・飯田祥子の二名である。公表にあたつて飯田祥子が整理を行つた。

(いいだ さらこ) 名古屋大学文学研究科博士課程)